

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の
負担軽減を求める意見書

マイナンバー制度については、平成 28 年 1 月から、社会保障、税及び災害対策の三分野で利用が開始されており、行政手続きの効率化や国民の利便性の向上等につながることを期待されている。

しかしながら、マイナンバー制度に対する国民の理解はまだまだ十分とは言えず、加えて、マイナンバーカードの交付事務の遅れや、特定個人情報の漏えい事案の発生など、国民が不安を抱く事態が生じている。

また、平成 29 年 7 月から、国と地方公共団体との情報連携が開始される予定であるが、日本年金機構の個人情報流出事案を受け、地方公共団体が情報セキュリティ対策の抜本的な強化を求められるなど、新たな負担も生じている。

よって、国においては、マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを十分に踏まえ、セキュリティなどに対する国民の不安や懸念を払拭し、国・地方が連携しながら、円滑な制度の運用が行えるよう、自治体に対する財政面での支援等その負担軽減のために下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 情報セキュリティの強化対策として、県や市町村が取り組む L G W A N 接続系とインターネット接続系のシステムの分割や、県と市町村が協力して構築する「自治体情報セキュリティクラウド」の運用等に要する経費について、必要な財政措置を確実に講じること。
- 2 地方自治体の予算編成等に支障が出ないよう、補助金交付やシステム改修フローなど、円滑な制度導入準備のために必要な情報を適時適切に提供すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 12 月 16 日

静岡県島田市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 様